

第 2 部 各 論

第 1 章 次代を担う子どもと子育て支援施策の展開

基本目標

第 1 節 結婚、妊娠、出産に向けた環境づくり

基本施策 1 結婚に向けた支援

【現状と課題】

未婚化や晩婚化が進むなか、本市においても、婚活イベントやセミナーを開催するなどの結婚支援に取り組んできました。「結婚 婚活アンケート」によると、多くの若者は結婚を望んでいること、また、出会いについては自然な出会いを望んでいることなどが分かりました。本市では調査の結果などを踏まえ、若者が興味を持って参加したくなる地域活動やイベントを通して、若者が自然に交流し出会うことができる場を提供していくこととしています。

また、意識調査では、未婚化や晩婚化に歯止めをかけるために必要な対策として、「子育て支援（仕事と子育ての両立支援など）」「経済的支援（子育て・教育にかかる）」「就労支援（雇用の確保や雇用形態、賃金の改善など）」という回答が多いことから、子ども・子育て支援に加えて、経済的支援や若者の雇用促進、雇用環境の改善などの就労支援も必要です。

【施策の方向性 1】

●若い世代の交流促進

公民館で実施している講座やスポーツ教室など既存の事業を含め、若者が参加しやすい事業を実施し、自然な出会いの場を提供します。

大野市婦人福祉協議会が行う結婚相談事業の充実など、結婚を希望する人が安心して相談できる体制づくりを推進します。

【主な事業・取り組み】

若者向け各種講座の開催 【生涯学習課】	公民館で若者向けの講座を開催するなど、既存の講座やイベントを活用し、若者が自然に出会う場を提供します。
成人式事業 【生涯学習課】	成人式の企画・運営を成人式実行委員会に委託し行います。成人式終了後に新成人同士の出会い・交流の場となる交流会を開催します。
婦人福祉協議会の結婚相談事業 【福祉こども課】	毎週水曜日に結とびあで実施している婦人福祉協議会の結婚相談員による結婚相談活動に対し助成します。

【施策の方向性 2】

●雇用環境の改善

将来の結婚や子育てに希望が持てるよう、働きながら子育てがしやすい雇用環境づくりを推進します。

【主な事業・取り組み】

働く人にやさしい企業応援事業	市内での就業や職場の定着を促進し労働力を確保することを目的に、働きやすく魅力ある職場環境づくりを推進する
----------------	--

【商工観光振興課】	市内企業を「大野市働く人にやさしい企業」として認定及び表彰します。子育て世代が働きやすい勤務時間の提供や育児休業中の従業員と上司が定期的にコミュニケーションを取り合うことによるスムーズな職場復帰の支援などの取り組みを応援します。
子育て世帯にやさしい企業認定事業 【商工観光振興課】	市全体で子育てを応援することを目的に、従業員の仕事と子育ての両立を支援し、地域や社会での子育て活動に積極的に参加する企業を、子育てにやさしい企業として認定し、表彰します。
市内事業所の認定取得支援事業 【商工観光振興課】	大野商工会議所と協力し、市内企業が働き方改革等の分野で国や県などの認定を取得する支援を行い、頑張る企業の社会的評価の向上を応援します。
育児休業等取得促進事業補助 【商工観光振興課】	保護者が安心して子どもを産み育てることができる職場環境の創出を図るため、代替要員を雇用し、かつ育児休業期間終了後に職場復帰をさせた中小企業などの事業主に対し育児休業等取得促進事業補助金を交付します。男性の育児支援として、年間12日以上（2営業日以上連続した休暇取得を1回以上含むこと）の休暇を取得させた事業主に助成金を交付します。

基本施策2 妊娠期から出産・産後の健診・相談体制の充実

【現状と課題】

子どもとその母親の心身の健康の保持・増進は、その後の子どもの成長に大きく影響するものであり、とても大切なことです。

本市では、平成29年度から結とびあ内に大野市子育て世代包括支援センター（※）を設置し、保育士や保健師などの専門スタッフが妊娠・出産・産後の健康状態や子どもの発育・発達に関する相談に応じ、情報提供や助言、保健指導などを行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供しています。

ニーズ調査によると「気軽に相談できる人がいる」と答えた人が94%で、うち相談相手は「祖父母等の親族」が81%、「友人・知人」が70%、「保育士等」が57%となっています。本市では身近に相談できる人がいる割合は高くなっているものの、少子化や核家族化が進んでいることから、妊娠や出産、子育てについての知識や経験が乏しい保護者も見受けられるためきめ細かな相談支援が必要です。

近年は、知りたい情報をインターネットなどで簡単に収集できますが、正しい情報を適切に選択することが難しい一面もあることから、それらの情報を正確に理解し、混乱しないように相談支援する必要もあります。

また、若年や高齢妊婦、精神疾患、ひとり親家庭、経済的困窮など、特に支援が必要な場合には、保健・医療・福祉・教育の関係機関などが連携した、早期からの専門的な支援が重要に

なっています。

さらに、晩婚化や医療の進歩により不妊治療を受けるケースが増加しているため、不妊に関わる不安や悩み、経済的な負担の軽減を図る必要があります。

※大野市子育て世代包括支援センターとは、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対する総合的な相談支援を提供する窓口です。

【施策の方向性1】

●切れ目のない相談支援

妊娠中の不安や育児不安を抱え、孤立することがないように、保健・医療・福祉などの各分野が連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を強化します。

【主な事業・取り組み】

母子健康手帳の交付 【健康長寿課】	妊娠届出時に母子健康手帳を交付します。その際実施するアンケートにより妊婦の心身の状態などを把握し、保健師や管理栄養士が相談に応じ、妊娠時の不安を軽減します。
子育て世代包括支援センター事業 【福祉こども課・健康長寿課】	妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対しワンストップで切れ目のないサポートを行います。
子育て支援情報の提供 【福祉こども課・健康長寿課】	ホームページによる情報提供や子育て情報を分かりやすくまとめた情報誌の配布などによる情報発信をします。また、新たなコミュニケーションツールを活用した情報発信に取り組みます。

【施策の方向性2】

●妊婦健康診査などの充実

妊娠届出時の保健師などによる丁寧な相談対応により、その後の必要な支援にスムーズにつなげるとともに、妊婦健康診査や乳児健康診査、乳児家庭全戸訪問などのさまざまな機会を捉え、早期発見・早期治療、継続した相談支援の充実を図ります。

【主な事業・取り組み】

妊娠届出時の相談支援 【健康長寿課】	妊娠届出時に母子健康手帳を交付します。その際実施するアンケートにより妊婦の心身の状態などを把握し、保健師や管理栄養士が相談に応じ、妊娠時の不安を軽減します。
妊婦健康診査 【健康長寿課】	妊婦健康診査を実施し、異常の早期発見と早期治療につなげます。母子健康手帳交付時に、妊婦・乳児健診受診票綴り（妊婦健康診査14回、子宮頸がん検診など）を交付します。
乳児家庭全戸訪問 【健康長寿課】	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、保護者の相談に応じ、必要に応じ継続的に支援するとともに適切なサービスにつなげます。
専門職による訪問・相談 【福祉こども課・健康長寿課】	保健師や家庭児童相談員などの専門職が、不安の軽減を図るため、訪問や相談を行います。

【施策の方向性 3】

●産後の育児不安や負担の軽減

出産直後の産婦の母乳育児への不安や身体への負担を軽減するため、医療機関などと連携した支援、助産師による母乳相談、育児相談などを実施します。

また、令和2年12月16日に、母子保健法の一部が改正され（施行日は公布から2年以内の政令で定める日）、「産後ケア事業」の実施が市町村の努力義務とされたことから、母乳ケアや育児指導、相談支援の充実を図っていきます。

【主な事業・取り組み】

乳児家庭全戸訪問（再）	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、保護者の相談に応じ、必要に応じ継続的に支援するとともに適切なサービスにつなげます。
専門職による訪問・相談（再）	保健師や家庭児童相談員などの専門職が、不安の軽減を図るため、訪問や相談を行います。
産後ママ応援事業 【健康長寿課・福祉子ども課】	産後1か月健診や母乳外来にかかる費用の助成、産後の家事支援など、出産後の母親のケア、育児支援を行います。

【施策の方向性 4】

●不妊に対する支援

不妊に対する知識の普及・啓発に努め、社会全体の理解を推進し、不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の助成を拡充します。

【主な事業・取り組み】

不妊治療費の助成 【健康長寿課】	不妊治療のうち、保険診療適用外の人工授精、体外受精または顕微授精にかかる費用から、県の助成額を差し引いた額を助成し、経済的・精神的負担を軽減します。（上限あり）
---------------------	--

基本施策3 思春期からの保健対策

【現状と課題】

男性も女性も妊娠、出産に対する正しい知識が身につけられるよう、また、人工妊娠中絶や性感染症が心身に及ぼす影響などを正しく理解し、自らの命と心身の健康を大切にする気持ちを育てることが大切です。

また、思春期は心とからだの急激な変化により、不安定な状況になりやすい時期であり、うつ病などの精神疾患の発症期でもあることから、思春期の保健対策の充実を図る必要があります。

【施策の方向性 1】

●思春期保健対策の充実

子どもの発達に応じた性や性感染症に対する学習、飲酒や喫煙、薬物、暴力による健康被害に関する学習を実施し、自身の健康を保つために必要となる正しい知識の普及を図ります。ま

た、自らの命の尊さを知り将来の幸せな結婚、健やかな心身の母体づくりについての理解を深めます。

【主な事業・取り組み】

思春期保健に関する学習の実施 【健康長寿課】	飲酒や喫煙、薬物に関する学習会を実施します。
学校教育の推進 【教育総務課】	小中学校では、保健・保健体育の授業として、性や性感染症、飲酒・喫煙・薬物乱用防止に関する学習を推進します。

基本施策4 産科・小児医療の体制整備

【現状と課題】

本市には出産可能な医療機関はありませんが、産婦人科が1医療機関あり、分娩施設のある医療機関と連携し安全・安心な出産ができる体制を整えています。

また、小児科を標榜している医療機関が5つあり、大野市休日急患診療所では、大野市医師会や福井大学医学部附属病院などの協力を得て、日曜日や祝日の小児救急診療を行っています。

さらに、福井県では、子ども救急医療電話相談に加え、夜間・休日の子どもの急病に対応するため、福井県こども急患センターの設置や、病院の当番制による「小児救急医療支援事業」を実施しており、福井県済生会病院や福井県立病院、福井大学医学部附属病院などで受診することができます。

本市の産科・小児医療の体制整備にあたっては、市内医療機関と市外医療機関との連携が重要となるため、近隣の市町への移動時間の短縮、移動時の快適性や安全性の向上を図る必要があります。平成29年7月には中部縦貫自動車道永平寺大野道路が全線開通し、現在、残る大野油坂道路の整備が進められています。また、国道158号についても整備が進められており、福井市をはじめとする近隣の市町への移動時間の短縮などが図られています。

今後も、大野油坂道路の早期全線開通、国道158号境寺・計石バイパスの早期供用開始に向け、着実に整備を進めることが求められます。

【施策の方向性1】

●小児医療の充実

大野市医師会の協力を得て、市内医療機関の産科・小児科の診療体制を維持するとともに、休日急患診療所の小児救急診療については、医師や看護師の確保など診療体制の整備に努めます。また、福井県や福井県小児科医会などが行っている#8000 子ども救急医療電話相談や、夜間・休日の小児救急体制、二次救急輪番体制について広く周知します。

【主な事業・取り組み】

休日急患診療所診療事業 【健康長寿課】	休日に緊急に医療を必要とする方に対し、応急的な診療を実施します。
妊婦情報事前登録による救急対応 【健康長寿課】	個人の希望により事前に登録した妊婦情報を消防機関と情報共有することにより、家族の不在時や緊急を要する場合に、救急車で迅速に搬送します。

【施策の方向性 2】

●道路整備による搬送時間の短縮

搬送時間の短縮を図るため、中部縦貫自動車道大野油坂道路の早期全線開通、国道158号境寺・計石バイパスの早期供用開始に向け、国・県に対して全面的に協力していきます。

【主な事業・取り組み】

中部縦貫自動車道大野油坂道路の整備促進 【幹線道路課】	中部縦貫自動車道の整備促進を図るため、地元調整や要望活動を行います。また、市民への情報提供を行います。
国道158号改修促進期成同盟会などでの事業推進 【幹線道路課】	国道158号境寺・計石バイパスの1日も早い全線開通に向け、福井市と連携し、国や県への要望活動を展開します。

基本目標

第2節 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

基本施策1 乳幼児期の健診・相談支援体制の充実

【現状と課題】

本市では、子どもの心とからだの健康を保持・増進し、健やかな発育・発達を促すため、乳幼児健診、育児相談、離乳食教室、家庭訪問、予防接種などの各種事業を実施しています。

近年、1歳6か月児健診、3歳児健診において、発達障害などの発達に気付きのある要経過観察児が増加しています。子どもの発達・発育は個人差も大きいいため、異常を早期に発見し、一人一人の発達段階に応じた適切な相談・支援を継続して行う必要があります。令和元年度からは、1歳6か月児健診の経過観察児を対象とした2歳児健診を実施しています。さらに、視力検査に検査機器を導入し、弱視などの目の異常を早期に発見し、早期治療につなげています。

また、本市の乳幼児の虫歯保有率は県内でも高くなっており、乳歯の虫歯は永久歯に悪影響を及ぼすため、乳幼児期からの虫歯予防対策が必要です。

一方、聴覚障害は、早期に発見し早期に治療や療育を開始することで、音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることから、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査が実施されるよう、市町村は受診勧奨や検査費用の公費負担などに努めることとされています。

子どもに乳幼児健診や予防接種を受けさせない家庭については、その背景に経済的な困窮や、ひとり親家庭などの問題があることも多いため、早期に介入し、丁寧な関わりを継続する必要があります。

【施策の方向性 1】

●乳幼児健康診査の機能強化と予防接種の勧奨

乳幼児の発育・発達の確認、疾病などの早期発見、早期支援を行うため、乳児家庭全戸訪問の早期の実施、乳幼児健診の受診率100%を目指すとともに、未受診者に対しては、訪問などによる確認、保健指導を実施し、ハイリスク家庭の早期発見・早期介入を図ります。

また、乳幼児を感染症などの疾患から守るため、予防接種の必要性や接種する年齢、回数な

どのスケジュールをわかりやすく周知啓発し、接種率の向上を図ります。

また、乳幼児が歯口清掃や食習慣などの基本的な歯科保健習慣を身に付けるため、幼児歯科健診を充実し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。

新生児期の聴覚に関する異常の早期の発見、早期の対応を図るため、新生児聴覚検査の受診勧奨、検査費用の負担軽減を図ります。

【主な事業・取り組み】

乳児健診 【健康長寿課】	1・4か月・9～10か月 児の健康診断を実施し、心身の健やかな発育・発達をチェックします。
1歳6か月児健診 【健康長寿課】	1歳6か月児の健康診断を実施し、子どもの心身の健やかな発育・発達をチェックします。
新生児聴覚検査費用の助成 【健康長寿課】	新生児聴覚スクリーニング検査費用を助成します。
2歳児健診 【健康長寿課】	1歳6か月児健診の経過観察児の発育・発達について、臨床心理士が助言します。
3歳児健診 【健康長寿課】	3歳児の健康診断を実施し、子どもの心身の健やかな発育・発達をチェックします。
保育園等巡回発達相談 【健康長寿課】	保育所などに保育カウンセラーが巡回し、気がかりな子への発達支援について助言します。
予防接種事業 【健康長寿課】	感染症予防のため、子どもの定期予防接種（A類）を実施します。 1歳から中学3年生までの、インフルエンザワクチン予防接種費用を助成します。
幼児歯科健診 【健康長寿課】	1歳6か月児健診では歯科衛生士による歯磨き指導を、3歳児健診では歯科医師によるフッ素塗布を実施し、歯の健康づくりを支援します。

【施策の方向性2】

●育児相談会・離乳食教室の開催

保護者が抱えている育児などに関する不安や悩みに対し、きめ細かな相談、指導を行うため、育児相談会において保健師や助産師などによる個別相談、管理栄養士による離乳食教室など、子どもの発達段階に応じた専門的な指導を行います。また、大野市地域子育て支援センターや子育て交流ひろば「ちつく・たつく」(※)などで、保護者が気軽に集い、悩みを相談できる場所や機会を提供していますが、ニーズ調査の意見を踏まえ、地域子育て支援センターの開所日の拡充に取り組みます。

【主な事業・取り組み】

育児相談会 【健康長寿課】	保健師や助産師などの専門職が対応し、母乳育児の推進や育児不安の軽減に努めます。
離乳食教室 【健康長寿課】	離乳食の作り方や適切な与え方などを管理栄養士が指導し、子どもの健やかな発育を支援します。

地域子育て支援センターやちっく・たっくでの相談支援 【福祉こども課】	育児などに関する小さな悩みごと、困りごとに保育士や子育てマイスターが相談に応じ、助言や指導をします。 地域子育て支援センターを土曜日（月2回）に開設します。
------------------------------------	---

※大野市地域子育て支援センター・子育て交流ひろば「ちっく・たっく」とは、乳幼児及びその保護者の相互交流を行う場として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援の拠点です。

基本施策2 乳幼児期からの正しい食習慣や生活習慣の形成

【現状と課題】

乳幼児期は、「からだ」「こころ」「ことば」の発達の基礎となる食習慣や生活習慣をつくる大切な時期です。

食育の推進は、子どもから大人、高齢者に至るまで健康で心豊かに過ごすために生涯を通じた取り組みを実践することが大切です。

特に、子どものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培う基礎となるため、保護者が乳幼児期の食べることに関する特性を理解し、それぞれの発達段階に応じた食事が与えられるように、乳幼児健診時や育児相談会において離乳食相談や食生活指導などを実施しています。

小中学校においては食育の推進に取り組んでおり、農業体験活動や福井の特産食材や地場産食材を使った学校給食等を通して、地域の農業や食文化への理解を深め、ふるさを誇りに思う心を育てています。

また、市民への食に関する意識の向上を目的に開催している「食守フェスタ」では、保育所や認定こども園での食育の取り組みや活動をパネルで紹介しています。

なお、本市の女性の就業状況については、県内でも就業率が高く、仕事や家事、子育てと忙しいことなどから、インスタント食品や加工食品の利用が多くなる傾向があるため、それらが健康に与える影響や簡単にできる栄養バランスに配慮した調理法などの普及・啓発が大切です。また、たっぷり遊んで食事時間に空腹を感じるなど、規則正しい生活リズムや食事のリズムを身につけられるように指導していく必要があります。

【施策の方向性1】

●食育の推進

保育所や認定こども園（※）では、子どもたちが食についての関心を深め、自然の恵みや食に携わる人々への感謝の気持ちを育てるため、野菜栽培やクッキング保育を実施します。保育所などだけで食育を進めるのではなく、保護者や地域の多様な関係者と連携し、乳幼児健診時の食生活指導や親子料理教室、幼児期からの食を通じた体験活動を通して、子どもの豊かな心を育み、食の大切さを学ぶ機会を作ります。

【主な事業・取り組み】

食生活改善推進員による親子料理教室 【健康長寿課】	食生活改善推進員の指導により、親子が共に学ぶことで食育を推進します。
---------------------------	------------------------------------

保育所や認定こども園などでの食育推進教育 【福祉こども課】	「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付けるため、野菜を栽培する、収穫する、料理する、みんなで食べるなど、園生活の中でさまざまな体験活動による食育を実践します。
-------------------------------	---

※認定こども園とは、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。子育て支援の場が用意されており、施設に通っていない子どもの家庭も子育て相談や交流の場へ参加できます。

【施策の方向性2】

●正しい生活習慣の形成

子どもの生活習慣については、乳幼児期からの形成を促すため、育児相談や幼児健診などで保健師や管理栄養士が助言や指導を行います。また、保育所や認定こども園では保育士などが子どもの発達にあわせ、基本的な生活習慣が身に付くよう適切な指導を行います。

【主な事業・取り組み】

育児相談や幼児健診などでの生活習慣形成の助言や指導 【健康長寿課】	保健師や管理栄養士による生活習慣の形成の助言や指導を行います。
保育所や認定こども園での生活習慣形成の指導 【福祉こども課】	園での集団生活を通して、食事や排せつ、睡眠などの基本的な生活習慣の形成の指導をします。

基本目標

第3節 乳幼児期の教育・保育の提供

基本施策1 保育所・認定こども園など教育・保育の量の確保と質の充実

【現状と課題】

本市の民間の保育所や認定こども園では、それぞれが掲げる教育・保育の目標や方針に沿い、特色ある教育・保育と地域の子育て支援サービスを提供しています。公立保育所では、根っこの保育を基本に自然の中で遊ぶ活動を中心とした保育を提供しています。

第1期大野市子ども・子育て支援事業計画においては、保育所や幼稚園の認定こども園への移行や統合を進めることとしており、これまで民間の保育所や幼稚園の7園が認定こども園へ移行し、平成31年4月現在の本市の教育・保育施設（※）は、公立保育所4園、民間保育所3園、民間の認定こども園7園（利用定員1,110人）となっています。令和2年度に、新たに民間保育所2園が認定こども園へ移行することにより、0～2歳児の定員が13人増えることとなります。

また、同計画においては、少子化に伴う入所児童数の減少を見込み、公立保育所から民間施設への定員移譲を進めることとしていますが、保育所や認定こども園の入所児童数については、平成30年度で減少したものの平成29年度までは年々増加している状況です。これは、母親の育児休業期間終了による入所希望が増え、低年齢児の入所が増加していることによるものと考えられます。

教育・保育施設の定員については、平成27年4月1日現在の幼稚園の利用定員は160人（公立幼稚園4園120人、私立幼稚園2園40人）、保育所の利用定員は980人（公立保育所190人、民間保育所790人）で、平成31年4月1日現在では、幼稚園は公立・私立ともに休園などとなっており、保育所などで1,110人（公立保育所4園140人、民間保育所3園240人、認定こども園7園730人）となっています。

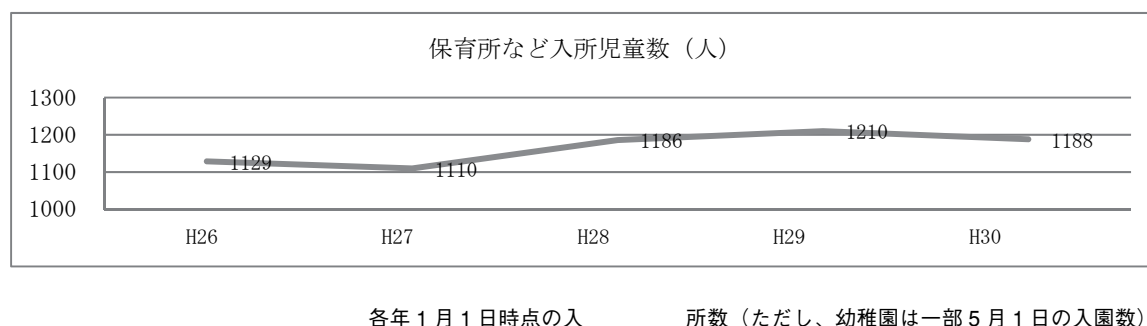
平成27年からこれまでに、民間施設の定員については140人の増で、公立施設については、幼稚園がすべて休園し、保育所については、平成31年3月末をもって春日保育園（定員50人）を廃園し、170人の減となっています。

これまで、低年齢児の入所希望の増加により入所児童数が増加していましたが、本計画においては、今後の出生数の減少に伴う入所児童数の減少を見込んでいます。しかしながら、保育料の無償化の影響による低年齢児の増加も予想されるため、これらの状況をふまえ、民間保育所と協議しながら公立保育所の定員削減を検討する必要があります。

また、適切で質の高い教育・保育を提供するために、関係機関と連携協力し、保育士の養成や確保、保育補助者による保育士支援を図る必要があります。現在働いている保育士の離職防止のための雇用環境の整備について、国や県に対し要望し、保育士の安定的・継続的確保に努めます。

また、本市では老朽化した保育所や認定こども園の大規模修繕や改築などの施設整備に補助し、計画的に教育・保育施設の環境を整備しています。

■保育所などの入所児童数の推移



※教育・保育施設とは、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のことです。

【施策の方向性1】

●教育・保育の量の確保と質の向上

教育・保育が必要な家庭に、等しくサービスが提供できるよう適正な定員を設定し、多様な教育・保育のニーズに適切かつ柔軟に対応します。

本市では、国の制度に対応し、技能・経験に応じた保育士の処遇改善を行った民間の施設に対し、運営費を加算しており、この処遇改善加算は、保育士の資質向上のための研修の受講が必要で、各園の副主任保育士や分野ごとのリーダーは国が示す必要な研修を受講し、スキルアップを図っています。また、福井県保育人材センター（※）を活用した保育人材の安定確保につなげるとともに、現役保育士の離職防止のための支援を図ります。

【主な事業・取り組み】

保育士などの資質の向上 【福祉こども課】	保育士などの資質と専門性を高め、スキルアップを図るための講座や研修に参加します。保育士自らが専門分野の講師を招いて研修会を開催します。
福井県保育人材センターの活用 【福祉こども課】	保育人材の安定確保のため、県が開設した福井県保育人材センターを活用し、センターが行う潜在保育士への研修情報の提供や職場見学などの支援、保育所などの求人とのマッチングなどの必要な情報提供を行います。
保育補助者雇上強化事業補助 【福祉こども課】	保育士の業務負担の軽減や離職防止を図るため、保育補助者の雇上げに必要な経費の助成を行います。

※福井県保育人材センターとは、潜在保育士と人員を求める保育所などのマッチングや、現役保育士の悩み相談に応じることで、保育士の安定的な人材確保を図るための拠点です。県が令和元年10月に県社会福祉センター内に開設しました。

【施策の方向性2】

●幼小接続の推進

幼児期から小学校への発達と学びの連続性を踏まえた教育の充実を図ります。

【主な事業・取り組み】

幼小接続の推進 【福祉こども課・教育総務課】	保育所や認定こども園の公開保育や学校の授業参観、幼小連絡協議会の開催を通じて、幼児教育の段階と小学校段階の接続・連携に関する取り組みを推進します。
---------------------------	---

基本施策2 ニーズに応じた保育サービスなどの提供

【現状と課題】

本市では、地域子育て支援センターや子育て交流ひろばを開設するなど、子育て中の親が孤独感や不安感を感じることがないように、子育て親子が気軽に集い交流できる場を提供し、育児相談に応じるなど、子育てへの負担感を緩和し安心して子育てできる環境づくりに努めています。

本市の女性の就業率は全国的にも高く、ニーズ調査においても、就労している母親は約9割で、うちフルタイムで就労している母親は約7割となっています。男性が家事や子育てを分担する動きも少しずつ広がっていますが、依然、子育ての負担が母親に大きく掛かっている状況が心配されます。働き方が多様化する中で、延長保育や一時預かり保育といった多様な保育ニーズが高まっており、こうしたニーズに応え、子育て支援の充実を図っていくことが重要です。

また、ニーズ調査の自由意見では、子育てにかかる経済的な負担を感じている保護者が多く、経済的な支援に対するニーズは依然高いことがうかがえます。令和元年10月から教育・保育の無償化が開始されましたが、子どもの医療費にかかる負担の軽減や児童手当の給付など、引き続き子育てにかかる経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

【施策の方向性1】

●多様なニーズに応じた保育サービスの充実

保護者のニーズに応じた子育て支援サービスを提供します。

【主な事業・取り組み】

利用者支援事業 (大野市子育て世代包括支援センター) 【福祉子ども課・健康長寿課】	利用者が、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援のサービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整などを行います。
地域子育て支援拠点事業 (大野市地域子育て支援センター) 【福祉子ども課】	地域の子育て拠点として、親子が気軽に集う場の提供、子育てに関する相談指導、情報提供、育児講習会などの実施により、子どもの健やかな育ちを支援します。臨床心理士などの専門スタッフによる個別相談会（「お日さま広場」）を随時開催します。
(子育て交流ひろば「ちっく・たっく」) 【福祉子ども課】	子育て中の親子が気軽に集い、交流し合える身近な場所で、子育てマイスターによる相談指導、子育て情報の提供を行い、安心して子育てができる環境を作ります。
一時預かり事業 (保育所や認定子ども園での預かり事業) 【福祉子ども課】	保育所や認定子ども園に入所していない児童の保護者が病気や冠婚葬祭などで家庭での保育が困難になった場合や、育児疲れ解消のために、保育所や認定子ども園で子どもを一時的に預かります。
すみずみ子育てサポート事業 【福祉子ども課】	保護者が疾病、事故、冠婚葬祭などで子育てに対する支援が必要となった場合に、家事援助や子どもの一時預かりをします。大野市シルバー人材センターと子育て交流ひろば「ちっく・たっく」が実施しています。
子育て短期支援事業 【福祉子ども課】	保護者が病気や仕事などにより家庭で一時的に子どもを育てることが困難になった場合や仕事が夜間にわたる場合、児童養護施設（※）などで預かります。市内では偕生慈童苑で実施しています。
病児デイケア事業 【福祉子ども課】	病気治療中や病気回復期で、保育所や認定子ども園に預けられない子どもを、医療機関（「病児デイケア とちのき」 栃木産婦人科医院内）において一時的に預かります。
延長保育事業 【福祉子ども課】	保育所や認定子ども園において、保護者の就労状況などにより、保育時間を延長して預かります。

※児童養護施設とは、保護者のない児童や虐待されている児童などを入所させて養護する施設です。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置を決定する児童福祉施設です。

【施策の方向性 2】

●子育て家庭への経済的支援

子育てにかかる経済的支援の現制度の拡充と、新たな支援に取り組みます。

【主な事業・取り組み】

保育料の無償化 【福祉子ども課】	令和元年10月からの幼児教育・保育無償化により3歳から5歳までのすべての子どもと0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育所や認定子ども園などの利用料を無償とします。また、0歳から2歳までの第2子の利用料の無償化に取り組みます。
保育所などでの副食費の免除 【福祉子ども課】	3歳から5歳までの低所得世帯及び第3子以降の子どもの副食費を免除します。
3人っ子応援プロジェクトによる支援 【福祉子ども課】	3人以上のお子さんの保護者に対し、一時預かり事業、病児デイケア事業、すみずみ子育てサポート事業を利用する場合の費用を助成します。
児童手当の支給 【福祉子ども課】	中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。
家庭育児応援手当の支給 【福祉子ども課】	満3歳までの第2子以降で保育所などを利用せず、在宅で育児を行っている方に家庭育児応援手当を支給します。
子ども医療費の助成 【福祉子ども課】	中学校3年生までの子どもにかかる医療費の自己負担分を助成します。平成30年4月診療分から現物給付（窓口無料化）を実施しています。 さらに、令和2年10月診療分から自己負担を無料とし、対象年齢を県内の大学などに通学する20歳までに拡大します。
チャイルドシート購入費助成 【市民生活課】	子どもの自動車乗車時の安全確保と、経済的負担の軽減を図るため、チャイルドシートの購入費を助成します。
小中学校の給食費の無料化（第3子以降） 【教育総務課】	小学校入学後の多子世帯を経済的に支援するため、第3子以降の小中学生の給食費を無料化します。

【施策の方向性 3】

●地域の子育て家庭支援の充実

地域の子育て家庭支援の役割を担う認定子ども園などの相談体制の充実を図るとともに、子どもの居場所づくりを推進します。

【主な事業・取り組み】

地域子育て支援の充実 【福祉子ども課】	保護者からの相談対応、保護者の交流の場の提供、開放日における入園児との交流など地域の子育て支援（※）を行います。 ホームページなどを活用し積極的に園の情報を発信します。
------------------------	---

※地域の子育て支援とは、認定子ども園などが担う地域における子育て支援をいいます。すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談支援や親子の集いの場の提供を行います。

基本目標

第4節 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

基本施策1 学校の教育環境の充実

【現状と課題】

全国学力学習状況調査の結果によると、本市の児童生徒の学力状況は、ここ数年、全国平均を上回り、県平均レベルを維持してきました。しかし、平成30年度の調査では、県平均を下回る教科が多くあったため、各学校において、自校の調査結果に基づく学力向上プランをまとめ、授業内容を改善して学力向上を図りました。その結果、平成31年度の調査では、小中学校ともに全国平均を大きく上回り、ほとんどの教科で県平均と同等となりました。確かな学力の向上を図っていくためには、教育委員会、学校、家庭、地域のさらなる連携が必要です。

【施策の方向性1】

●学校の教育力の向上

教員一人一人の指導力の向上と、家庭・地域との連携を推進し、学校の教育力の向上を図ります。また、楽しく分かる授業を目指し、確かな学力の定着とさらなる学力の向上を図ります。

【主な事業・取り組み】

活力ある学校づくり推進事業 【教育総務課】	特色ある教育活動への支援や教職員の資質向上を図る研修などを実施します。
-----------------------	-------------------------------------

【施策の方向性2】

●国際化・情報化社会に対応できる人づくりの推進

A L T（外国語指導助手）の配置を継続し、児童が早期から英語に慣れ親しみ、多様な文化に触れられるよう国際理解教育を推進します。

小中学校で電子黒板やタブレット端末を活用し、学力を高める授業づくりに努めます。

【主な事業・取り組み】

国際理解教育推進員の配置 【教育総務課】	A L T（外国語指導助手）を配置し、早期から英語に慣れ親しみ、国際化に対応できる教育を推進します。
I C T教材備品の整備 【教育総務課】	情報化社会に対応できる人材を育成するため、学校においてI C T機器（※）を活用した教育を推進します。

※I C Tとは、I n f o r m a t i o n a n d C o m m u n i c a t i o n T e c h n o l o g y（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションをいいます。I C T機器とは、パソコン・タブレット端末・電子黒板・実物投影機などの情報機器のことです。

【施策の方向性3】

●豊かな心やたくましく生きる力の育成

小学4年生から6年生までを対象に、郷土偉人読物などを活用したふるさと教育を進めます。中学校において、職場体験学習などを通して、働くことの意義や大切さの理解を進めます。

【主な事業・取り組み】

ふるさと教育の推進 【教育総務課】	小学生を対象に郷土の偉人に関する冊子などを使って道徳学習を実施します。
-------------------	-------------------------------------

活力ある学校づくり推進事業(再)	特色ある教育活動への支援や教職員の資質向上を図る研修などを実施します。
------------------	-------------------------------------

基本施策2 いじめ・不登校対策の充実

【現状と課題】

いじめ防止対策推進法に基づき、本市の小中学校において学校いじめ防止基本方針を策定し、学校現場におけるいじめ防止にかかる基本理念および責務を明らかにし、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組んでいます。

学校外での相談窓口として、フレッシュハウス（※）があり、学校に行けない、教室に入れない児童生徒を対象に、学校・家庭以外に安心して過ごすことのできる時間と場所を提供しています。

不登校、いじめ、学校生活、生活習慣、親子関係などに関する相談には、臨床心理士が応じています。

近年、家庭環境や学校、友人との関係を要因とする問題を抱える児童生徒が増加しており、関係機関と連携して問題の解消に取り組んでいます。児童生徒が抱える問題は多様化しており、一人一人を大切にしたいきめ細かな支援が一層必要となっています。

※フレッシュハウス（大野市適応指導教室）とは、不登校や学校生活への適応が困難な児童生徒に対して、学習支援や相談、援助活動などを行い、社会的自立に向けた支援を行う施設です。

【施策の方向性1】

●いじめ・不登校の未然防止と相談体制の充実

各小中学校が、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。

フレッシュハウスでは、学校・家庭以外に安心して過ごすことのできる時間と場所を提供し、悩みごとの相談に対応します。メールでの相談を受け付け、誰もが、いつでも相談しやすい体制づくりを整えます。スクールソーシャルワーカー（※）の配置を継続し、不登校の児童生徒の家庭環境改善や学校とのつながりの再構築に取り組めます。

いじめや犯罪などにより被害を受けた子どもの精神的なダメージの軽減や立ち直りの支援を充実させるため、臨床心理士などの専門家による相談体制の確保や、誰もが、いつでも相談できる体制づくり、関係機関との連携を図る取り組みを推進します。

【主な事業・取り組み】

いじめ防止対策事業 【教育総務課】	いじめや犯罪などにより被害を受けた子どもの精神的なダメージの軽減や立ち直りを支援するため、いじめ相談カウンセラーを配置します。 いじめの防止などに関係する機関及び団体の情報共有及び連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ・不登校防止連携会議を開催します。
----------------------	---

スクールソーシャルワーカー配置事業 【教育総務課】	家庭訪問や学校訪問を行い、児童生徒を取り巻く環境の改善に取り組むため、スクールソーシャルワーカーを配置します。
結の故郷教育相談員配置事業 【教育総務課】	児童生徒の気軽な相談相手となり、心のストレスを和らげ、不登校などを未然に防ぐための相談員を配置します。
適応指導教室（フレッシュハウス）事業 【教育総務課】	学校・家庭以外に安心して過ごすことのできる時間と場所を提供し、悩みごとの相談対応や教育指導を行います。

※スクールソーシャルワーカーとは、児童生徒の問題に対し、保護者や教員、児童福祉関係機関などと連携しながら問題の解決を図る福祉の専門家です。

基本施策3 危機管理体制の強化

【現状と課題】

情報化社会の進展に伴い、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化しています。スマートフォンの長時間利用による生活リズムの乱れ、SNSでの友人間のトラブル、インターネットの利用による個人情報の流出など、過去にはなかった新たな問題が発生しています。スマートフォンやインターネットについて、健全な利用方法を親子で一緒に学び、トラブルや危険に巻き込まれないようにするためのルールについて家族で話し合うことが必要となっています。

【施策の方向性1】

●情報モラル教育の充実

学校や地域、家庭において、インターネットやスマートフォンの利用について、情報を正しく取り扱う方法の普及啓発とトラブルに巻き込まれないようにするための知識の習得を図ります。

【主な事業・取り組み】

講習会などの開催 【教育総務課】	正しい情報収集の方法やトラブルに巻き込まれないための知識の習得のため講習会を開催します。
---------------------	--

基本施策4 放課後の居場所づくり

【現状と課題】

本市では、小学生を対象に子どもたちが放課後に安全で安心して過ごせる拠点として、「放課後児童クラブ」と公民館などを利用した「放課後子ども教室」を実施しています。この2つの事業の連携を深め、児童の健全育成を図っていくことが必要です。

また、ニーズ調査での保護者の意見などを踏まえ、夏休みなどの長期休業期間中の子どもの居場所づくりについて検討していく必要があります。

■児童センター利用者数 (単位：人)

児童館	H28 年度	H29 年度	H30 年度
西部	3,182	3,489	3,544
南部	6,531	5,486	4,375
東部	4,248	3,521	2,689
北部	2,756	3,929	4,012
和泉	209	539	742
計	16,926	16,964	15,362

■放課後児童クラブ利用者数 (単位：人)

児童クラブ	H28 年度	H29 年度	H30 年度
西部	2,146	2,735	4,528
南部	5,733	4,813	7,834
東部	7,025	7,054	7,251
北部	6,570	7,285	8,003
和泉	2,318	2,123	1,935
計	23,792	24,010	29,551

■放課後子ども教室利用者数 (単位：人)

子ども教室	H28 年度	H29 年度	H30 年度
乾側地区	3,127	3,031	2,453
小山地区	5,655	6,085	7,139
上庄地区	4,425	4,611	4,500
富田地区	2,821	3,470	5,186
阪谷地区	5,365	4,936	4,357
計	21,393	22,133	23,635

【施策の方向性 1】

●安全安心な居場所の確保と健全育成の推進

地域において、安全で安心な放課後の児童の居場所となる放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携をとりながら、児童の健全育成を推進します。また、夏休みなどの子どもの居場所づくりについて検討を行います。

気がかりな子どもへの理解と対応の重要性に鑑み、放課後児童支援員(※)の研修機会の充実を図ります。

【主な事業・取り組み】

児童館運営 【福祉こども課】	児童への健全な遊びを通して、心身の健康の増進や情操を豊かにすることを目的として、地域における子どものための拠点として児童の健全育成を図ります。
放課後児童クラブ事業 【福祉こども課】	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や夏休みなどに児童館を利用して適切な遊びと生活の場を提供し、児童の心身の健全育成を図ります。
放課後子ども教室事業 【生涯学習課】	放課後において児童の安全で安心な居場所を確保するとともに、地域住民との交流や文化活動、体験活動などを通じ、子どもの心身の健全育成を図ります。

※放課後児童支援員とは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)を行う事業所の職員で、保育士などの資格を有し、かつ県が行う研修を修了した者のことです。安全指導や遊びの指導などを行います。

基本目標

第5節 支援を必要とする子どもと家庭への支援

基本施策1 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援

【現状と課題】

平成31年3月31日現在の本市の18歳未満の療育手帳所持者数は43人で、僅かずつですが減少傾向にあるものの、発達障害などの発達に気かりのある要経過観察児が増加しています。本市では、結とびあ内に設置している障害者相談支援センター（※）や子育て世代包括支援センター、児童デイサービスセンター（※）を中心に保育所や認定こども園や関係機関などと連携し、発達障害の早期発見や、早期の支援につなげており、専門的な療育を行う児童発達支援などの障害福祉サービスを利用する子どもが増えています。

障害のある子どもの家族が、子どもの発育・発達への悩みや不安、仕事と子育ての両立など、経済的、社会的、精神的に不安定な状態に陥らないよう、家族に寄り添った相談支援体制の充実を図り、保護者の負担を軽減し子どもを安定的に養育できる環境を整えることが大切です。

また、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するため、一人一人の障害特性に応じた教育を充実する必要があります。あわせて障害や障害のある人に対する理解を深め、自然に手助けすることができる地域社会づくりを進める必要があります。

また、医療的ケアが必要な子どもが増えています。現在、その支援体制が十分に整っていない状況であるため、医療的ケア児（※）が適切な支援を受けられるように保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携し課題や対応について協議し体制を整えていく必要があります。

■身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数(17歳以下)(単位:人)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
19人	16人	18人

(各年3月31現在)

■知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数(17歳以下)(単位:人)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
47人	40人	43人

(各年3月31現在)

■障害児支援の状況

(単位:人)

	児童発達支援			居宅訪問型 児童発達支援			放課後等デイサービス			保育所等訪問支援		
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
就学前	25(8)	32(8)	38(8)	-	-	2(2)	-	-	-	0	0	6(0)
小学校	低学年	-	-	-	-	-	14(5)	14(5)	13(4)	0	0	1(1)
	高学年	-	-	-	-	-	8(5)	7(5)	10(5)	0	0	0
中学校	-	-	-	-	-	-	14(13)	9(8)	2(2)	0	0	0
高校	-	-	-	-	-	-	9(9)	9(9)	9(8)	0	0	0

()内は手帳有の人数

※障害者相談支援センターとは、専門相談員(3名)が障害者および介護者に対して、福祉サービスやその他社会資源の利用援助、専門機関の紹介などを行う機関です。

※児童デイサービスセンター（くれよん教室）とは、市が専門的な療育を行う医療機関に指定管理委託し、設置している施設です。支援を必要とする児童に対し、基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行い「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」を実施しています。

※医療的ケア児とは、日常的に人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どもです。

【施策の方向性1】

●経済的支援の充実

手当の給付や医療費助成などの経済的支援を継続し、障害のある子どもがいる家庭の経済的負担を軽減し、家族の悩みや不安に寄り添った相談支援に努めます。

【主な事業・取り組み】

児童発達支援等利用者負担金補助 【福祉子ども課】	利用負担を軽減するため、大野市児童デイサービスセンター利用料の自己負担分を補助します。
重度障害者医療無料化対策事業 【福祉子ども課】	重度障害者に対し、医療費の自己負担分を助成します。
特別児童扶養手当の支給 【福祉子ども課】	精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父母または父母にかわって児童を養育している人に支給します。
障害児福祉手当の支給 【福祉子ども課】	20歳未満であって、重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の児童に支給します。

【施策の方向性2】

●相談支援体制の充実

子育て世代包括支援センターと児童デイサービスセンターなどが連携し、発育や発達に気がある子どもの早期発見、早期支援体制の充実を図ります。

療育が必要な場合には、その児童の抱える困りごとの解決や将来の自立と社会参加を目指し、個々の発達の状態や障害特性に応じた適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントにより支援します。

【主な事業・取り組み】

関係機関の相互連携 【福祉子ども課・健康長寿課】	妊娠・出産から子育て期までのさまざまな相談に対応する子育て世代包括支援センターと児童デイサービスセンターなど、関係機関が連携を図り必要な支援について検討します。
障害者相談支援事業 【福祉子ども課】	障害のある子どもの保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。

【施策の方向性3】

●障害福祉サービスの充実

児童デイサービスセンターにおいて、言語聴覚士や臨床心理士などが、個々の発達の状態や障害特性に応じて、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援や放課後等デイサービスを行います。また、必要に応じて、保育所や認定子ども園を訪

間し集団生活に適応するための専門的な支援を行うなど、サービスの充実を図ります。学校の授業終了後や休業日に通う療育機能、居場所機能を備えた放課後等デイサービスについては、事業所と連携し受け入れ体制を整えます。

【主な事業・取り組み】

児童デイサービスセンターでの発達支援 【福祉こども課】	医療機関の専門スタッフが、一人一人の発達段階や特性に応じて、生活しやすくなることを目標に保護者同伴での療育支援を実施します。
放課後等デイサービス事業 【福祉こども課】	就学している障害児に対し、放課後、生活能力の向上のための必要な訓練などの支援を行います。
保育所等訪問支援 【福祉こども課】	障害児が障害児以外の子どもとの集団生活に適応することができるよう、保育所などに支援員が訪問して支援を行います。
日中一時支援事業 【福祉こども課】	日中において監護する者がいない障害者などの日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。

【施策の方向性4】

●保育所・認定こども園、放課後児童クラブでの支援

保育所や認定こども園、放課後児童クラブでの、障害のある子どもや発達に気がかりのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。

保育所や認定こども園に入所する場合に、障害児を支援するための保育士などを配置するために必要な経費を保育所などに支給しており、障害のある子どもへのきめ細かな保育を提供するとともに、障害のある子どももいない子どもも、共に育ちあうことができる安全で安心な保育環境を提供します。

障害に対する正しい知識を習得し理解を深めるため、保育士などの関係職員に研修機会を提供します。

【主な事業・取り組み】

研修会への参加 【福祉こども課】	保育士や放課後児童支援員などが、障害や発達に気がかりのある子どもに対する正しい知識を習得するため研修会へ参加するとともに、自ら研修会を開催します。
障害児保育事業 【福祉こども課】	障害児を支援するための保育士などを配置し、民間保育所及び認定こども園の障害児の受入環境を整えます。

【施策の方向性5】

●医療的ケア児の支援

医療技術の進歩などを背景として、NICU（※）などに長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加しています。このような医療的ケア児が在宅生活を継続する場合、その心身の状況に応じて、保健、医療及び福祉だけでなく、保育や教育などにおける支援も重要であり、関係機関の連携体制の構築に向けて、計画的に取り組んでいきます。

【主な事業・取り組み】

医療的ケア児の保育所などでの受入れ 【福祉こども課】	医療的ケア児のニーズを受け止め、個々の状況に応じて、安全性を確保しながら医療的ケアと保育が提供できるよう、関係機関と連携し受入体制を整えていきます。
-------------------------------	--

※NICUとは、Neonatal Intensive Care Unit の略で、新生児特定集中治療室。早産児や低出生体重児、何らかの疾患のある新生児を集中的に管理・治療する集中治療室をいいます。厚生労働省が施設基準を定めています。

【施策の方向性6】

●特別支援教育の推進

一人一人の教育的ニーズに応えるため、個別の支援・指導計画をもとにした特別支援教育を推進します。

基本施策2 ひとり親家庭への自立支援

【現状と課題】

本市の令和元年11月末現在のひとり親家庭は、母子家庭が220世帯、父子家庭が24世帯となっており、児童扶養手当の受給者数は189人で、近年減少傾向にあります。

福井県が実施した平成29年度福井県ひとり親家庭実態調査によると、ひとり親になったときの親の年齢は約5割が30歳代で、子どもは就学前が約5割、小学生が約3割となっています。また、家族構成がひとり親と子のみの世帯は、母子家庭で約6割、父子家庭で約2割、就業している母親の4割、父親の1割がパートなどでの雇用形態で働いており、就労収入はいずれも県全体の平均就労収入の約半分という結果が出ています。

令和元年6月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が制定され、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策を子どもの状況に応じ、包括的かつ早期に講じること、貧困の背景にさまざまな社会的要因があることを踏まえることなどが明記されましたが、ひとり親家庭については貧困率が高い水準にあることから、子どものことを第一に考えた適切な支援を地域や社会全体で講じていく必要があります。

本市では、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の最も身近な相談窓口として、それぞれの家庭の実情に応じた生活支援や就労支援、子どもの居場所づくりなどに取り組むとともに、児童扶養手当の支給や医療費の助成などの経済的支援を行っています。

子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることのないよう、ひとり親家庭の親の生活の安定に資するための支援や職業生活の安定に資するための就労支援、子どもの育ちへの支援など包括的に支援していく必要があります。

【施策の方向性1】

●相談体制の充実

母子・父子自立支援員による相談業務の充実を図り、ひとり親家庭に対するさまざまな施策や制度などの情報提供や周知を進めるとともに、関係機関などと連携し、それぞれのケースに

応じたきめ細かな対応に努めるなど相談体制の充実を図ります。

【主な事業・取り組み】

母子家庭等自立支援事業 【福祉子ども課】	母子・父子自立支援員が、自立に向けたさまざまな相談に応じるとともに、必要な情報提供を行います。母子・父子家庭の児童に対する就学支援や、「集まれおおのっ子」を開催し、ひとり親家庭の児童などに学習支援を行います。また、ひとり親家庭の高校生の通学定期代を助成します。
-------------------------	--

【施策の方向性2】

●就業・生活支援

ひとり親家庭の親の雇用の安定と就業による自立を促進するため、資格・技能の取得などの就業支援、給付金制度などの利用拡大を図ります。

児童扶養手当の支給、医療費の一部負担金の助成、病児・病後児保育の利用料の軽減などにより、ひとり親家庭を経済的に支援するとともに、社会的にやむを得ない事由による一時的な家事援助や保育サービスなどの子育て支援を実施し、生活の安定を図ります。

【主な事業・取り組み】

自立支援教育訓練給付金制度・高等職業訓練促進給付金制度の活用 【福祉子ども課】	ひとり親家庭の父や母に対し、資格取得のための経済的支援を行います。
児童扶養手当の給付 【福祉子ども課】	生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭の父母などに手当を支給します。
母子・父子家庭等医療費の助成 【福祉子ども課】	母子・父子家庭などに係る医療費の自己負担分を助成します。
母子家庭等日常生活支援事業 【福祉子ども課】	母子・父子などが一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合の支援を行います。

【施策の方向性3】

●子どもの育ちへの支援

ひとり親家庭の子どもの学力や生活の向上を目指すため、「集まれおおのっ子」の開催、小中学校就学時の支度金の支給や高校生の通学定期代の助成などにより、子どもの育ちを支援します。ひとり親家庭の経済的負担の軽減と義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由により就学困難と認められる世帯に対して、就学援助費を給付します。

【主な事業・取り組み】

学習支援事業 【福祉子ども課】	ひとり親家庭などの児童・生徒に学習習慣や生活習慣の習得支援を行います。
就学支度金 【福祉子ども課】	ひとり親家庭の小学生及び中学生に就学支度金を交付します。
高校生通学定期代の助成 【福祉子ども課】	ひとり親家庭の高校生の通学定期代を助成します。

要保護・準要保護児童生徒就学 援助事業 【教育総務課】	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費を援助します。
--------------------------------	--

基本施策3 要保護児童への支援・対応の強化

【現状と課題】

全国では、児童虐待により幼く尊い命が失われるという痛ましい事件が後を絶ちません。

本市では、家庭児童相談員を配置し、県総合福祉相談所や子育て世代包括支援センター、保育所や認定こども園、警察などの関係機関が情報共有、連携し、早期発見、早期対応、迅速な支援に努めていますが、一時保護が必要な事案も発生しています。

本市の新規虐待の相談受付件数は、平成30年度は31件で、前年度より大幅に増えています。これは、平成30年7月の国からの通知「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」に基づいた情報提供が実施されたことで、虐待防止に関する認識がさらに高まったことによるものと考えています。

国は、児童相談所と市町村それぞれの体制と専門性の強化を図るため、2019年度から2022年度までを計画期間とする児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）（※）を平成30年12月に策定しました。新プランでは、児童福祉司の増員など児童相談所の体制強化の取り組みのほか、市町村の体制強化の取り組みについては、居住するすべての子どもとその家庭、妊産婦などを対象に地域の実情の把握、相談対応や調査、継続的支援などを行う子ども家庭総合支援拠点の2022年度までの設置を目標に掲げています。

本市においても、子育て世代包括支援センターの機能も踏まえ、子ども家庭総合支援の充実を図る必要があります。

■新規虐待の内容別相談受付件数（単位：件）

		H28	H 29	H 30
相談件数（合計）		7	9	31
内 訳	身体的虐待	7	7	18
	保護者の怠慢・拒否	0	2	10
	性的虐待	0	0	0
	心理的虐待	0	0	3

※児童虐待防止対策体制総合強化プランとは、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童相談所や市町村の体制と専門性について更に強化するため策定されたものです。全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することなどを定めているもので、プランの対象期間は、2019年度から2022年度までとなっています。

【施策の方向性1】

●支援体制の充実

関係機関が連携を図り、虐待防止の啓発に努めるとともに、要保護児童（※）や要支援児童（※）などの早期発見、適切な支援や保護を図るため要保護児童対策地域協議会（※）で支援策などについて協議します。必要に応じて、実務者会議、ケース会議を開催し、子どもやその保護者に対する具体的な支援について検討します。

家庭において、安定した子どもの養育が可能となるよう、養育支援が特に必要と判断した家庭には保健師などが訪問し、養育に関する指導、助言を行います。また、専門的な知識及び技術を必要とする場合には児童相談所につなげます。

【主な事業・取り組み】

要保護児童対策事業 【福祉子ども課】	要保護児童の適切な保護、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を定期的に行います。
養育支援訪問事業 【福祉子ども課・健康長寿課】	保健師などが、養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、助言・指導などを行います。

※要保護児童とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことです。

※要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のことです。

※要保護児童対策地域協議会とは、虐待を受けたなどの要保護児童及びその保護者、養育能力に欠ける保護者、育児困難が懸念される妊婦などに関する情報の交換や支援についての協議を行う組織です。市町村が設置・運営し、児童相談所、学校、教育委員会、警察などの地域の関係機関によって構成されています。

【施策の方向性2】

●定期的な情報提供と虐待防止の啓発

保育所、認定子ども園、小中学校、高等学校からの「児童虐待防止に係る定期的な情報提供報告書」により対象児童の継続的な状況把握に取り組みます。

また、あらゆる機会を捉えて、積極的な広報に努め、児童虐待の発生を未然に防止します。

【主な事業・取り組み】

広報誌やホームページ、子育て支援情報誌などを活用した啓発 【福祉子ども課】	広報おおので、11月の「児童虐待防止推進月間」にあわせた虐待防止の啓発や相談や通告先となる児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知を行います。子どもの虐待防止の機運を高める活動を実施します。
--	---

【施策の方向性3】

●子ども家庭総合支援の充実

平成28年に改正された児童福祉法に規定する子ども家庭総合支援の充実を図ります。

基本目標

第6節 地域全体で子どもと子育てを支える社会づくり

基本施策1 家庭・地域の教育力の向上

【現状と課題】

核家族化や地域のつながりの希薄化、地域において子どもたちが自然体験や社会体験をする機会が少なくなるなど、家庭や地域の教育力の課題が指摘されています。

本市では、平成28年3月に策定した「大野市結の故郷ふるさと教育推進計画」に基づき、家庭教育、地域教育、学校教育が連携して取り組む「ふるさと教育」を進めており、家庭においては親としての自覚を促すとともに、親子の触れ合いを通して家族の絆を深め、地域においては、地域ぐるみの活動や世代間交流を促し、子どもと地域の人々との絆を強めるなど、それぞれの教育力の向上を図っています。

これからも引き続き、家庭教育の充実を図るとともに、地域での支え合いに加えて、行政や民間団体、ボランティアなどの連携により、地域全体で子どもを育てる活動を積極的に進め、子どもの生きる力を育てていく必要があります。

【施策の方向性1】

●家庭教育の推進

家庭教育は教育の原点であり、子どもたちの発達段階に合わせた家庭の教育力を向上させる取り組みが必要です。親子のふれあい活動や親としての意識を高める講座を開催するなど、家庭教育を支援します。

【主な事業・取り組み】

家庭教育講座 【生涯学習課】	就学時健康診断を利用した子育て講座や公民館で実施する親子ふれあい講座などを開催します。
-------------------	---

【施策の方向性2】

●地域ぐるみの活動の推進

「地域の子どもは地域で育てる」との意識のもと、世代間交流活動や自然体験活動などを推進しながら、安全・安心な遊び場や居場所の確保を図り、子どもと地域の人々とのかかわりを深めるなどの地域ぐるみの活動を支援します。

【主な事業・取り組み】

地域に根ざした文化の継承 【文化財課】	文化財保護法及び文化財保護条例、大野市結の故郷伝統文化伝承条例に基づき、伝統芸能や伝統行事などを後世に正しく伝承する活動を行います。
世代間結づくり事業 【総務課】	多世代交流の場の創出、地域の人々の技能や知識を活用した昔遊びや昔話、農業体験など 集会場などを利用して実施する世代間の交流事業を促進します。

【施策の方向性3】

●公民館での学習機会の創出

地域の拠点である公民館において、学校や家庭では体験できない活動などの学習機会を創出し、子どもの自主性、社会性やたくましく生きる力を育みます。

【主な事業・取り組み】

公民館での体験・活動 【生涯学習課】	地域住民を講師として招き、公民館施設を活用した親子での体験講座を開催します。
-----------------------	--

【施策の方向性4】

●自然体験活動・スポーツ活動の推進

本市の恵まれた自然環境を生かした生活体験活動、野外活動や環境保護活動などのさまざまな体験を通じて、豊かな心とたくましい体づくりを推進します。

また、スポーツ少年団や中学生ジュニアクラブの活動を支援し、子どもたちの健全育成と継続的にスポーツに親しむ環境づくりを進めます。

【主な事業・取り組み】

自然体験活動、生活体験活動、環境保全活動 【農業林業振興課、市民生活課・建設整備課】	越前おおのエコフィールド、越前おおの環境塾などの自然体験活動や生活体験活動、本願清水など湧水地の環境保全活動への参加を促進します。
スポーツ少年団・中学生ジュニアクラブの活動支援 【生涯学習課スポーツ振興室】	スポーツ少年団や中学生ジュニアクラブの運営・活動を支援し、青少年の健全育成及びスポーツ活動を推進します。

基本施策2 子どもが安全・安心に暮らせる地域づくり

【現状と課題】

全国的に園児や児童を巻き込んだ痛ましい交通事故が多発していますが、本市では、通学路の安全確保に関する取組方針である「大野市通学路等交通安全プログラム」(※)に基づき、関係機関が連携して児童生徒の通学路や保育所などの園外活動経路の危険箇所の点検や対策などを講じています。

また、街頭指導の強化や高齢者の運転免許証の自主返納の促進、保育所や小学校などでの交通安全教室の開催など、警察や交通安全協会などと連携した交通安全を推進しています。

本市は、犯罪の少ない安全・安心なまちですが、不審者による被害から子どもを守り安全を確保するためには、保護者や保育所・認定こども園、学校、関係機関をはじめ、地域での見守り体制を整備することが大切です。

公園施設については、日頃からの点検により施設の現状を把握し、計画的に施設の改善を図ることで、利用者の安全性の確保を行うことが重要です。

※大野市通学路等交通安全プログラムとは、園外活動経路や通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため関係機関と連携体制を構築し、策定したプログラムです。

【施策の方向性1】

●子どもの事故対策の推進

大野市通学路等交通安全プログラムに基づき、関係機関が合同で通学路や散歩などの園外活動経路の現場点検を実施します。点検結果については、関係機関が情報を共有するとともに異常や危険性があるところは早期改善に努めます。

保育所や認定こども園では、ヒヤリ・ハット事例について要因の分析と必要な対策について話し合い、日頃から安全管理の徹底を図り、保育中の事故防止に努めます。

小中学校や保育所・認定こども園などと連携し、子どもの交通安全教育の充実を図り、さまざまな機会を利用した交通安全意識啓発活動を推進します。

また、高齢者も含めた地域社会全体が交通ルールやマナーについて十分な理解を得る取り組みを推進します。

公園施設については、老朽化した施設の更新などを図り、安全性の確保に努めます。特に、遊具については、有資格者による専門的な点検と職員による自主点検を行い、異常や危険性があるところは早期改善に努めます。

【主な事業・取り組み】

通学路等の合同点検・対策の実施 【建設整備課】	市内の小中学校の通学路、保育施設の園外活動における危険個所を把握するため、市教育委員会、道路管理者、警察、各学校関係者、各保育施設関係者が参加する合同点検を実施します。
ヒヤリ・ハット事例の作成及び情報共有 【福祉こども課】	あと一步で事故になるところであったという事例を報告書として作成し、園で情報共有します。
交通安全教室の開催 【市民生活課】	基本的な交通ルールを知り、ルールを守る大切さを学び、交通マナーを実践するために、保育所や認定こども園、小中学校などで交通安全教室を開催します。
公園施設の更新等 【建設整備課】	利用者の安全性の確保を図るため、老朽化した施設の撤去や更新を行います。

【施策の方向性2】

●子どもの安全確保

園外活動中の園児の安全確保や児童生徒の登下校中、学校などでの安全確保を図るため、保育士や教職員による日常における安全確認の徹底を図るとともに、保育所や認定こども園、学校、警察、県、市など関係機関の連携を密にし、園児及び児童生徒の安全確保を図り、地域ぐるみで見守り活動を促進します。

【主な事業・取り組み】

子ども110番の家 【生涯学習課】	児童生徒の登下校時などに、「子ども110番の家」や店舗などに緊急避難できるよう、地域ぐるみで守る取り組みを行います。
青少年育成大野市民会議による児童生徒の見守り活動の啓発 【生涯学習課】	登下校中の児童生徒の見守り活動を推進するため、見守り用品の配布や啓発活動を行います。

防犯カメラ設置の促進 【防災防犯課】	自治会などへ防犯カメラ設置費用を助成します。
-----------------------	------------------------

基本施策3 仕事と子育ての両立支援

【現状と課題】

ニーズ調査では、就学前の子どもを持つ父親の1日当たりの就労時間が9時間を超える割合は54%で、19時以降に帰宅する父親の割合も55%となっています。一方、88%の母親が就労しており、その割合は前回調査とほぼ変わりませんが、フルタイムで働く母親は前回調査時より約10ポイント増加しています。

また、ニーズ調査の結果をみても、依然、父親の育児休業の取得は進んでおらず、その理由として、「配偶者が育児休業制度を利用したから」「仕事が忙しかったから」「収入減となり経済的に苦しくなるから」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」などの回答が多くなっています。

育児休業から復帰した母親の短時間勤務制度(※)の利用については、「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」が35%で、その理由として「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があったから」が67%でした。

仕事と家庭を両立するためには、夫婦や家族の相互理解、協力はもとより、育児休業を取得しやすい職場環境や妊娠中・育児期間中の勤務しやすい環境の整備など、事業主や職場の理解と協力のもと、子育てしやすい職場環境づくりを浸透し、定着させることが大切です。さらに、事業所の職場環境改善に向けた取り組みを支援し、意識啓発を進める必要があります。

※短時間勤務制度とは、労働者の仕事と家庭との両立を目的として、育児・介護休業法で規定された制度です。

対象となる労働者から申し出があった場合、事業主は、所定労働時間を短縮する措置をとらなければなりません。育児短時間勤務制度では、3歳未満の子どもがいる労働者の1日の所定労働時間を、原則として6時間とすることが事業主に義務付けられています。

【施策の方向性1】

●男女共同参画社会実現に向けた意識啓発

男女がともに子育てを担う男女共同参画社会を実現するための意識啓発と、市民を対象にした講演会などを開催することで、学習の機会を提供します。

【主な事業・取り組み】

男女共同参画プラン推進事業 【総務課】	男女共同参画社会の実現のため、大野市男女共同参画プランに沿って講演会などを開催し、市民への意識啓発などの事業を実施します。子育て世代のママ・パパ向けの子育て講座を開催します。
------------------------	---

【施策の方向性2】

●子育てしやすい職場環境の整備

子育て中の保護者が男女を問わず安心して子育てできるよう、育児休業の取得や短時間勤務

制度の利用など、本人の希望に応じた働きやすい職場環境づくりを支援します。

本市の商工担当部門と子育て担当部門が共同で、事業主に対して仕事と子育ての両立支援の重要さと、そのための支援制度の周知などの啓発活動に積極的に取り組み、職場環境の改善を図り仕事と生活との調和を実現している企業などの社会的評価を推進します。

働く保護者に対し、子どもの養育のため必要としている支援が適切に行き届くよう国や県の支援制度も含めて広報に努めます。

また、通勤時間の短縮を図るため、中部縦貫自動車道大野油坂道路、国道158号境寺・計石バイパスの早期供用開始を目指します。

【主な事業・取り組み】

働く人にやさしい企業応援事業（再）	市内での就業や職場の定着を促進し労働力を確保することを目的に、働きやすく魅力ある職場環境づくりを推進する市内企業を「大野市働く人にやさしい企業」として認定及び表彰します。子育て世代が働きやすい勤務時間の提供や育児休業中の従業員と上司が定期的にコミュニケーションを取り合うことによるスムーズな職場復帰の支援などの取り組みを応援します。
子育て世帯にやさしい企業認定事業（再）	市全体で子育てを応援することを目的に、従業員の仕事と子育ての両立を支援し、地域や社会での子育て活動に積極的に参加する企業を、子育てにやさしい企業として認定し、表彰します。
市内事業所の認定取得支援事業（再）	大野商工会議所と協力し、市内企業が国や県などの認定を取得する支援を行い、頑張る企業の社会的評価の向上を応援します。
育児休業等取得促進事業補助金（再）	保護者が安心して子どもを産み育てることができる職場環境の創出を図るため、代替要員を雇用し、かつ育児休業期間終了後に職場復帰をさせた中小企業などの事業主に対し育児休業等取得促進事業補助金を交付します。男性の育児支援として、年間12日以上（2営業日以上連続した休暇取得を1回以上含むこと）の休暇を取得させた事業主に助成金を交付します。
中部縦貫自動車道大野油坂道路の整備促進（再）	中部縦貫自動車道の整備促進を図るため、地元調整や要望活動を行います。また、市民への情報提供を行います。
国道158号改修促進期成同盟会などでの事業推進（再）	国道158号境寺・計石バイパスの1日も早い全線開通に向け、福井市と連携し、国や県への要望活動を展開します。

【施策の方向性3】

●若者の雇用の場の確保

産業の活性化及び新規雇用の確保のため積極的な企業誘致を図り、若者の雇用の場の確保につなげます。

【主な事業・取り組み】

企業誘致活動事業 産業団地の整備【商工観光振興課】	企業訪問や情報収集などを行い、若者に魅力ある企業の誘致を進めます。
------------------------------	-----------------------------------

【施策の方向性4】

●住環境の改善と供給

家族で安心して子供を産み育てられる住環境を整えるため、住宅の取得やリフォームを支援し、若者の定住促進を図ります。また、市営住宅などの公的賃貸住宅について、適正な管理運営に努めるとともに、施設の改善を図ることで、安全で住みやすい住環境を入居者に供給します。

【主な事業・取り組み】

定住促進住宅取得支援事業 【建築営繕課】	子育て世帯、移住者の住環境を支援するため、新築住宅の取得、中古住宅の購入、住宅リフォームにかかる費用の一部を補助します。
市営住宅施設整備事業 【建築営繕課】	安全で住みやすい住環境を創出するため、市営住宅などの住戸設備を改善します。

第2章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

本市では、地域の実情に応じた適切な子育て支援を提供するため、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を利用するための施設の状況などを総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を設定します。

なお、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域とすることが基本となっています。

2 区域設定

保育所・認定こども園ともに、子どもが地区を超えて入園している実態を踏まえ、第1期に引き続き、大野市全体で1区域とします。

第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

5年間の計画期間（令和2年度から令和6年度まで）における「教育・保育の量の見込み」を定め、「量の見込み」に対応するよう「確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

1 教育・保育の量の見込みの考え方

これまでの入所児童の利用実績、令和2年度以降の人口推計などを基に、認定区分（※）ごとに必要な量の見込みを算出します。

0歳児については、育児休業からの復帰による年度途中からの入所児童数の増加を勘案し、年度末の利用率で設定します。

2 利用実績

（単位：人）

年度	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①利用実績	40	612	487	48	665	495	58	656	507	64	653	476
②確保方策												
教育・保育施設	140	659	341	70	639	351	80	614	366	75	663	387
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3 計画期間中の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人）

年度	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	保育	1・2歳	0歳		教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み	43	0	642	343	100	36	0	611	320	97
②確保方策										
教育・保育施設	82	656		306	76	85	638		306	91
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	39	14		△37	△24	49	27		△14	△6

※認定区分とは、下記のとおりです。

【1号認定】子どもが満3歳以上で教育を希望する場合（利用できる施設：認定こども園）

【2号認定】子どもが満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などで保育を希望する場合（利用できる施設：保育所・認定こども園）

【3号認定】子どもが満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などで保育を希望する場合（利用できる施設：保育所・認定こども園）

年度	令和4年度					令和5年度					
	認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育	保育	1・2歳	0歳		教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み	31	0	595	303	96	36 26	0	540	569	315	296 110 94
②確保方策											
教育・保育施設	85	635		306	94	70 85	565		635	315	306 111 94
地域型保育事業	-	-	-	-	-		-	-		6	3 -
②-①	54	40		3	△2	34 59	25		66	6	10 4 0

年度	令和6年度					
	認定区分	1号	2号		3号	
			教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み	30 21	0	518 41	316 292	11 91	
②確保方策						
教育・保育施設	70 85	545 635		315 306	11 94	
地域型保育事業	-	-	-	6	3 -	
②-①	40 64	27 94		5	14 3	

令和5年3月の中間見直しにより

量の見込みと 確保方策の数値を変更しています。

【確保方策】

今後の出生数の減少に伴い、入所児童数の減少を見込んでいますが、3号の提供量（定員）の不足については、2号から3号への定員移行により確保を図ります。

2号の提供量（定員）の超過が見込まれるため、民間施設と協議しながら公立保育所の定員の削減を検討します。

現在、提供量（定員）の不足については、定員の弾力化（※）により対応しています。

（※）定員の弾力化とは「保育所への入所の円滑化について」（厚生省児童家庭局保育課長通知）により行っているもので、入所児の処遇などの諸条件が十分に確保されている保育所や認定こども園において、適正な運営に支障がない場合に限り、基準の範囲内で定員を超えて保育を実施することが認められるものです。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

5年間の計画期間（令和2年度から令和6年度）における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、「量の見込み」に対応するよう「確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

事業ごとに、これまでの利用実績及び今後の人口推計などを基に、必要な量の見込みを算出します。

2 各事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

ア. 事業内容

利用者が、多様な子育てサービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育てサービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整などを行います。

イ. 取組状況

平成29年4月に開設した大野市子育て世代包括支援センター（結とぴあ内）では、妊娠期から子育て期までのさまざまな相談について、保育士や保健師などの専任職員による相談業務を実施しています。

ウ. 量の見込みと確保方策

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

エ. 確保の内容

子どもやその保護者の身近な場所で実施することで利便性を高め、専任職員を配置し、子育て支援の情報提供を図るとともに、妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関する総合的な相談、支援を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

ア. 事業内容

地域の身近な場所で、子育て親子と一緒に遊びながら交流できるふれあいの場を提供するとともに、専任の保育士を配置し、子育てに関する相談や子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会（子育て講座、子育て塾など）を実施しています。

イ. 取組状況

- ・実施施設数 2か所（大野市地域子育て支援センター・子育て交流ひろば「ちっく・たっく」）
- ・実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	30,803 人日	29,918 人日	28,783 人日	27,504 人日

ウ. 量の見込みと確保方策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	26,000 人日	25,000 人日	24,000 人日	23,000 人日	22,500 人日
確保方策	26,000 人日	25,000 人日	24,000 人日	23,000 人日	22,500 人日

エ. 確保の内容

現在、2か所の拠点施設において受入体制は整っていると考えられるため、引き続き2か所で相談や情報提供など必要な支援を図ります。

(3) 妊婦健康診査

ア. 事業内容

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産のために健診を行う事業です。母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票（1人当たり14回）を交付し、受診勧奨を行い、疾病の予防や妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげています。

イ. 取組状況

- ・実施場所 県医師会に加入する病院や県外の契約医療機関にて実施
- ・実績

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	人数	221 人	201 人	204 人	164 人
	健診回数	2,546 回	2,369 回	2,460 回	2,082 回

ウ. 量の見込みと確保方策

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数	170人	167人	164人	161人	158人
	健診回数	2,380回	2,338回	2,296回	2,254回	2,212回
確保方策	人数	170人	167人	164人	161人	158人
	健診回数	2,380回	2,338回	2,296回	2,254回	2,212回

エ. 確保の内容

市では県医師会に加入する医療機関などに委託し、妊娠週数に応じた健康診査受診につなげるとともに、経済的負担の軽減に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

ア. 事業内容

「こんにちは赤ちゃん訪問」として、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境などを把握し、子育てに必要な情報提供や助言を行います。支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携し支援を行います。

イ. 取組状況

- ・訪問体制 保健師、助産師、看護師による家庭訪問
- ・実績

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	211人	203人	194人	194人

ウ. 量の見込みと確保方策

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	170人	167人	164人	161人	158人
確保方策	170人	167人	164人	161人	158人

エ. 確保の内容

保健指導や相談を中心に子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。養育支援が必要な家庭については、妊娠届出時の面接により早期に把握し、関係機関と連携しながら、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援につなげます。

(5) 養育支援訪問事業

ア. 事業内容

育児ストレスなどの問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱えている家庭やさまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるとともに、保護者の身体的・精神的負担を軽減するため家庭児童相談員と保健師などが支援を行います。

イ. 取組状況

- ・実施体制 保健師、保育士、家庭児童相談員など
- ・実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	123 人	169 人	206 人	138 人

ウ. 量の見込みと確保方策

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	138 人	138 人	155 人	155 人	155 人
確保方策	138 人	138 人	155 人	155 人	155 人

エ. 確保の内容

乳児家庭全戸訪問事業の実施などを通して、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期把握し、家庭訪問時に指導や助言などを行いながら適切な支援につなげます。

なお、要保護児童、要支援児童の早期発見、早期対応が図れるよう、関係機関と連携し機能強化を図ります。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ア. 事業内容

保護者が疾病、看護、就労、育児不安など身体上又は精神上の理由で、家庭での養育が一時的に困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設や乳児院で子どもを預かります。

イ. 取組状況

- ・事業の種類 ショートステイ（宿泊を伴う利用） ・トワイライトステイ（平日の夜間や休日の利用）
- ・実施場所 2 か所（偕生慈童苑、済生会乳児院）
- ・実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	9 人	8 人	8 人	10 人

ウ. 量の見込みと確保方策

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショート ステイ	量の見込み	35人	35人	35人	35人	35人
	確保方策	35人	35人	35人	35人	35人
トワイ ライト ステイ	量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
	確保方策	2人	2人	2人	2人	2人

エ. 確保の内容

保護者の家庭状況を踏まえ、学校や児童養護施設などの関係機関と協議、連携を図りながら適切な支援を行います。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ア. 事業内容

子育ての手助けをしたい方と手助けをして欲しい方の双方が会員となる相互援助のためのしくみをつくり、お互いに助けたり助けられたりしながら、子育てを支援するための会員間の橋渡しを行う事業です。

イ. 取組状況

本市では実施していません。

ウ. 量の見込みと確保方策

現在、本市では実施していませんが、ニーズや人材確保などの課題を踏まえ、必要に応じて実施を検討していきます。

(8) 一時預かり事業（すみずみ子育てサポート事業含む）

ア. 事業内容

一時預かり事業（一般型）は、家庭において保護者の就労、疾病、冠婚葬祭などにより一時的に家庭での育児が困難となった乳幼児について、保育所や認定こども園で保育を実施します。一時預かり事業（幼稚園型）は、教育時間の前後や長期休業期間などに、主に在園児を対象に認定こども園で保育を実施します。

大野市シルバー人材センター及び子育て交流ひろば「ちっく・たっく」では、やむを得ない事由で児童を養育できない子育て家庭や第1子出産予定の妊婦のいる家庭の子育てを支援するため、

一時預かりや家事援助のサービスを提供します。

イ. 取組状況

- ・一時預かり事業（幼稚園型）・一時預かり事業（一般型）・すみずみ子育てサポート事業
- ・実施場所 保育所・認定こども園・大野市シルバー人材センター、子育て交流ひろば「ちっく・たっく」
- ・実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	4,385 人日	2,493 人日	1,842 人日	2,058 人日

※一般型のみ

ウ. 量の見込みと確保方策

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	4,420 人日	3,920 人日	3,520 人日	3,270 人日	2,920 人日
確保方策	4,420 人日	3,920 人日	3,520 人日	3,270 人日	2,920 人日

※幼稚園型、一般型、すみずみ含む

エ. 確保の内容

一時預かり事業（幼稚園型・一般型）については、一定のニーズがありますが、既存の保育所や認定こども園で供給体制を確保します。

すみずみ子育てサポート事業については、大野市シルバー人材センター・子育て交流ひろば「ちっく・たっく」に事業委託し継続してサービスを提供します。

（9）延長保育事業

ア. 事業内容

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化などに伴うやむを得ない理由により、保育所や認定こども園で、通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。

イ. 取組状況

- ・実施場所 保育所・認定こども園
- ・実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	186 人	178 人	171 人	255 人

ウ. 量の見込みと確保方策

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	243人	231人	224人	218人	212人
確保方策	243人	231人	224人	218人	212人

エ. 確保の内容

既存の保育所や認定こども園において、保護者の延長保育のニーズに対応していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

ア. 事業内容

病気又は病氣回復期のため集団保育が困難かつ、保護者の就労や疾病などの事由により家庭で保育ができない乳幼児などを医療機関などに付設された専用スペースにおいて、一時的に保育を行います。

イ. 取組状況

- ・実施場所 病児デイケア「とちのき」(栃木産婦人科医院内)
- ・定員 病児2人、病後児2人
- ・実績

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	138人日	177人日	161人日	140人日

※広域利用含め321人日

ウ. 量の見込みと確保方策

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	298人日	284人日	275人日	267人日	258人日
確保方策	298人日	284人日	275人日	267人日	258人日

エ. 確保の内容

病気の急変などによる緊急対応に備えるため、医療機関に併設する保育施設において実施しています。

感染症流行期には、利用者が急増することから、それに対応できる収容能力が必要なため、現在、本市と事業の相互広域利用委託契約をしている勝山市及び福井市の施設で広域利用をしています。

感染症の流行などにより、一時的に利用ニーズが高まったときの市内での受入体制については、利用者が利用しやすい環境整備に努めていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

ア. 事業内容

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象として、放課後や長期休業期間において適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

イ. 取組状況

- ・実施箇所 5か所
- ・実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	252 人	238 人	249 人	292 人

ウ. 量の見込みと確保方策

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1 年生	111	127	112	109	108
	2 年生	103	94	108	95	92
	3 年生	56	57	52	59	52
	4 年生	29	28	28	26	30
	5 年生	6	6	6	6	5
	6 年生	1	1	1	1	1
確保方策		306	313	307	296	288

エ. 確保の内容

市内 5 つの放課後児童クラブで放課後などの安全・安心な居場所づくりに努めます。

放課後の子どもの居場所については、今後の利用児童数の推移も考慮しながら、放課後子ども教室と連携し検討することとします。

第 4 節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

本市では、第 1 期計画期間において、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもたちが質の高い教育・保育を一体的に享受できるよう、幼稚園や保育所から認定こども園への移行について、必要な支援を行ってきたところです。当該期間において 7 つの認定こども園が開設されたことで、教育・保育の一体的提供の推進が図られ、また、地域の子育て支援拠点として園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できるようになりました。

乳幼児期が、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、第2期計画においても、すべての子育て家庭を対象にニーズに応じたさまざまな子育て支援の充実を図ります。

第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴って、幼稚園や認定こども園の預かり保育の利用料、認可外保育施設の利用料などを対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。当該給付の実施に当たっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、公正かつ適正な支給に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督などについては、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら適切な取り組みを進めます。

